

保育施設利用者負担額一覧表(※3歳児から5歳児は無償となります。)

※算定の方法:4月～8月分については、前年度分市町村民税を適用し、9月～翌年3月分については、当該年度分の市町村民税を適用します。年齢は当該年度4月1日現在の年齢によります。

階層区分		利用者負担額(月額(円))	
		満3歳未満児 (0歳児から2歳児) 保育標準時間	満3歳未満児 (0歳児から2歳児) 保育短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B1	市町村民税非課税の、母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	4,000	3,750
	第2子以降	0	0
C2	市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)の世帯	9,000	8,500
	第2子	4,500	4,250
	第3子以降	0	0
D1	市町村民税所得割課税額が ¹ 48,600円未満で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	6,500	6,250
	第2子以降	0	0
D2	市町村民税所得割課税額が ¹ 48,600円未満の世帯	14,000	13,500
	第2子	7,000	6,750
	第3子以降	0	0
D3-1	市町村民税所得割課税額が ¹ 48,600円以上77,101円未満で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	6,500	6,250
	第2子以降	0	0
D3-2	市町村民税所得割課税額が ¹ 97,000円未満の世帯	19,000	18,500
	市町村民税所得割課税額が ¹ 48,600円以上57,700円未満の世帯の第2子	9,500	9,250
	第3子以降	0	0
D4	市町村民税所得割課税額が ¹ 169,000円未満の世帯	30,000	29,000
D5	市町村民税所得割課税額が ¹ 301,000円未満の世帯	46,000	45,000
D6	市町村民税所得割課税額が ¹ 397,000円未満の世帯	53,000	52,000
D7	市町村民税所得割課税額が ¹ 397,000円以上の世帯	53,000	52,000

※世帯の扶養義務者(原則として父母)の状況で算定します。ただし、父母が非課税であり、祖父母と同居している場合は祖父母のうち市町村民税の高い方一人を「家計の主宰者」とみなし算定します。

この表においてC1階層からD7階層までに属する世帯であって、同一世帯で2人以上の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を現に養育し、当該児童のうち出生順位が第2子以降の児童が入所している場合、世帯収入に関わらず、第2子以降の保育料が無料となります。

月の途中で(1)入所、(2)退所する場合

(1)	その月の負担額×月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日	(2)	その月の負担額×月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日
-----	--	-----	---

(注)10円未満の端数は切り捨てる。